

富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例

平成28年3月29日
()
条例第22号

私たちのまち富士市は、森林資源や地下水などの豊かな富士山の恵みによって発展を遂げてきた。この豊かな恵みを次世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

また、世界遺産への登録を機に、富士山の玄関口に位置するまちとして、国内はもとより世界中から訪れる多くの人々に快適な時間を過ごしてもらえる生活環境を整備していくことが必要となっている。

私たちが富士山の価値について再認識し、自らのまちに愛着を持ち、快適な生活環境を保全し、及び創造することで、人々が永く住み続けたい、何度も訪れたいと感じる魅力に満ちた美しいまちを築くことは、富士市が全国に誇ることができるまちとして発展していくための基盤となるものである。

このような認識に基づき、私たちは、その責務を自覚し、快適な生活環境の保全に係る規範意識を自ら高め、周囲の人々を思いやる心を育むとともに、相互の理解と連携の下、協働して誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び来訪者の果たすべき責務を明らかにするとともに、快適な生活環境を保全し、及び創造するために必要な事項を定めることにより、魅力に満ちた美しいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 来訪者 市内を訪れる者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、紙くず、飲食物等のくずその他これらに類する物又は飲食物等の缶、瓶その他の容器をいう。
- (5) 飼い犬等 自己が所有し、占有し、又は管理する犬又は猫をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所をいう。

(基本理念)

第3条 誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。

- (1) 市民及び事業者が快適な生活環境の保全に係る誇るべき規範意識を身に付けること。
- (2) 市民及び事業者が本市に愛着を持ち、周囲の人々を思いやる心を育むこと。
- (3) 市、市民、事業者及び来訪者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下、協働して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、快適な生活環境の保全及び創造に係る啓発、支援その他の誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自己が在住し、在勤し、又は在学する地域の日常的な美化並びに快適な生活環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行う地域の日常的な美化並びに快適な生活環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(来訪者の責務)

第7条 来訪者は、基本理念にのっとり、快適な生活環境の保全に努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(吸い殻、空き缶等の投棄の禁止)

第8条 何人も、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において吸い殻、空き缶等を投棄してはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第9条 何人も、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において飼い犬等のふんを放置してはならない。

(喫煙をする際の配慮等)

第10条 何人も、公共の場所において喫煙をする際は、他人の身体又は財産に影響又は被害を与

えないように配慮しなければならない。

2 何人も、公共の場所において歩行中又は自転車乗車中に喫煙をしないよう努めなければならない。

3 何人も、公共の場所において喫煙をする際は、灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を利用し、又はたばこの吸い殻を入れることを目的とした専用の携帯用容器を携行し、これを使用するよう努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第11条 吸い殻、空き缶等の投棄の原因となるおそれのある物の販売を行うもの（自動販売機の設置者を含む。）は、その回収容器を設置し、これを適正に管理するよう努めなければならない。

(美化推進重点区域の指定等)

第12条 市長は、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを特に推進する必要があると認める公共の場所を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間を定めて行うことができる。

3 地域の美化並びに快適な生活環境の保全及び創造に自ら取り組む団体は、第1項に規定する重点区域の指定を申し出ることができる。

4 市長は、重点区域を指定しようとするとき（前項の規定による申出に基づき指定しようとするときを除く。）は、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

5 市長は、必要があると認めたときは、指定した重点区域を変更し、又は重点区域の指定を解除することができる。

6 市長は、重点区域を指定し、若しくは変更し、又は重点区域の指定を解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(重点区域における施策の実施)

第13条 市長は、重点区域において、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に係る施策を重点的に実施するものとする。

2 市長は、重点区域において、市民、事業者、関係機関及び関係団体が、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するための活動を行うときは、この活動を支援することができる。

(指導又は勧告)

第14条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、必要

な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第15条 市長は、違反者が前条の指導又は勧告に従わないときは、当該違反者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(公表)

第16条 市長は、前条の規定による措置命令に従わなかった違反者について、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項の違反者に対し、意見等を述べる機会を与えなければならない。

(身分証明書の携帯等)

第17条 第14条及び第15条の規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。